

第 6 回 総務民生文教委員会

令和 5 年 9 月 7 日 (木)	開 会 8 時 5 7 分
5 階 第 1 委員会室	閉 会 9 時 3 1 分

午前 8 時 57 分 開会

○委員長（三輪田幸泰君）

おはようございます。

ただ今から、令和 5 年第 6 回総務民生文教委員会を開会いたします。

傍聴の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

○委員長（三輪田幸泰君）

それでは、委員会に付託されました議案の審査を行います。

執行部説明後の質疑にあたっては、一度に複数の質疑は行わず、一問ごとに、できるだけ簡潔に、はっきりと聞き取りやすい発言をお願いいたします。

また、質問等における執行部の答弁にあたっては、関係する係員の入室を認めますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（三輪田幸泰君）

それでは、議第 63 号 瑞浪市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の説明を求めます。

なお、説明は着席のままで構いません。

秘書課長 加納宏樹君。

○秘書課長（加納宏樹君）

おはようございます。それでは、議第 63 号 瑞浪市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

議案集 1 ページ、議案資料 1 ページをお願いいたします。

初めに、今回の条例改正の概要についてご説明をさせていただきます。

本年 5 月 8 日付で新型コロナウイルス感染症が第 5 類に分類されたことに伴い、同感染症への対応作業に係る防疫手当が人事院規則から削除されたため、国家公務員の取扱いに準ずる所要の改正でございます。

それでは、議案資料 1 ページの新旧対照表にて説明をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

別表中に規定されております「防疫手当」を同表から削除いたします。

議案集 1 ページをお願いいたします。

附則におきまして、本条例の施行日を公布の日としております。

以上で、議第63号 瑞浪市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定についての説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（三輪田幸泰君）

ご苦勞様でした。

それでは、これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

5番 大久保京子君。

○5番（大久保京子君）

ご苦勞様です。今、感染症の防疫に関わる業務で、従事した職員の防疫手当というのが廃止という事なんですけど、コロナ感染のリスクを伴う職員は他にもいるかと思うんですね。

例えば、女性だったら、妊娠中の職員が職場で働くことにすごい不安とかストレスとか抱えるような職員も出てくるかなと思いますし、また、業務についていても、例えば、発症であったりとか、そういう疾病についての対応はどのようにお考えなのかをお聞きしたいと思います。

○委員長（三輪田幸泰君）

秘書課長 加納宏樹君。

○秘書課長（加納宏樹君）

まず、そもそも今回、この防疫手当の対象になっておった業務ですけれども、定義上は新型コロナウイルス感染症に感染する恐れのある場所での作業、もしくは、感染者や感染の恐れのある方との身体の接触であったりとか、長時間にわたって接触を行う作業を支給対象としておったわけなんです。

本市の場合、どういったものが該当するかというと、主に消防職員が新型コロナウイルスに罹患している患者さんを救急搬送する場合か、もしくは搬送した後、病院の医療機関の検査で陽性が判明した場合に支給ということになっておりますので、今ちょっと議員が言われたような、いわゆる感染が拡大してきた状況の中で、通常の職員がというところについては、ちょっと今回のこの防疫手当の支給対象にはなっておりませんので、よろしくお願いします。

○5番（大久保京子君）

ありがとうございました。

○委員長（三輪田幸泰君）

ほか、よろしいでしょうか。

2番 榛葉利広君。

○2番（榛葉利広君）

これはいわゆる上位法が変わって、国家公務員に対する取り扱いも変わってきたので、同じように変えたということだと思っておりますけども、実際、5類になったとはいえ、結構、救急搬送がいま

だにあるというふうに聞いてますけど、以前は防護服を着てやってましたね。ああいう体制というのはこれは今までと、現場の方やないと分らんかもしれんけど、変わらないでしょうかね。

○委員長（三輪田幸泰君）

秘書課長 加納宏樹君。

○秘書課長（加納宏樹君）

以前と変わらないというふうに伺っております。

○委員長（三輪田幸泰君）

2番 榛葉利広君。

○2番（榛葉利広君）

ここ手当の支給条例ですので、関係はないかもしれないですけど、そういう費用は今でもかかり続けるとということで、そういうものに関しては、国から支給なりされておる。それはちょっと分からないですか。

○委員長（三輪田幸泰君）

よろしいですか。秘書課長、お答えいただけますか。

○秘書課長（加納宏樹君）

ちょっとお答えしかねます。

○委員長（三輪田幸泰君）

榛葉委員、よろしいですか。

○2番（榛葉利広君）

分かればいいけど、消防署の方がいいのかもしれない。

分かる範囲内でいい。分かったら、後で教えてください。お願いいたします。

○委員長（三輪田幸泰君）

4番 奥村一仁君。

○4番（奥村一仁君）

ちょっと確認ですけど、5類に位置づけられたのが5月4日で、その日までは、期間あるわけですけど、その間は条例が終わっていないので、この旧条例というか、旧条例どおりで、防疫手当は支給されるということでよろしいですか。

○委員長（三輪田幸泰君）

秘書課長 加納宏樹君。

○秘書課長（加納宏樹君）

本条例の下に同名同様の規則がぶら下がっております。今の支給、新旧対照表を見ていただくと、防疫手当のところには、防疫に係る業務で、市の規則で定める業務に従事した職員ということで、この規則に関しては、5類に移行した5月8日付をもって、この防疫手当に関する項目を規則のほうでは削除しておりますので、現状、今の現時点においては、規則に定められている、いわゆる感染症に関する防疫手当というのがございませぬので、5月4日をもって支給ができない状況になっ

ております。

以上です。

○委員長（三輪田幸泰君）

6番 加藤輔之君。

○6番（加藤輔之君）

この防疫手当ですけど、日額4,000円ということで、今までにどれぐらい支給されたか、実績を教えてください。

○委員長（三輪田幸泰君）

秘書課長 加納宏樹君。

○秘書課長（加納宏樹君）

確認したところ、524件、209万6,000円の支給をしていると報告を受けております。

以上です。

○6番（加藤輔之君）

はい、了解。

○委員長（三輪田幸泰君）

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ほかに発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（三輪田幸泰君）

これより、本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第63号 瑞浪市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第63号は、原案のとおり可決されました。

○委員長（三輪田幸泰君）

次に、議第64号 瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の説明を求めます。

市民課長 加藤百合子君。

○市民課長（加藤百合子君）

議第64号 瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案集2ページ、議案資料2ページをお願いします。

今回の改正は、各種証明書等のコンビニエンスストア等での交付サービスの開始に伴い、多機能端末機を利用した交付については、手数料免除規定の対象外とするための改正でございます。

議案資料2ページの新旧対照表をお願いします。

第2条中第3項を第4項とし、第2項の次に1項を追加し、多機能端末機による申請については、手数料を徴収しない場合の規定を適用しないことと定めます。

議案集2ページをお願いします。

附則で施行日を令和6年3月1日とします。

以上で、議第64号 瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての説明といたします。

○委員長（三輪田幸泰君）

ご苦労様でした。

それでは、これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

1番 渡邊康弘君。

○1番（渡邊康弘君）

コンビニ交付等のサービスの開始というところで、ホームページ上にあるものに2023年対応予定というところで、これスマホ用電子証明書等のサービスというところで書いてあったので、この令和6年3月1日からは各コンビニで実施が開始されるという認識でよろしいでしょうか。

○委員長（三輪田幸泰君）

市民課長 加藤百合子君。

○市民課長（加藤百合子君）

その予定でございます。

○委員長（三輪田幸泰君）

ほかはよろしいでしょうか。

2番 榛葉利広君。

○2番（榛葉利広君）

この手数料免除規定というのは、多分、障がい者の方とかそういう方に対する免除とか、そういうことかなと思うんですけど、現状、変わる前の今、減免されとる額というのはどんな感じなんですか。

そういう意味じゃないか。

○委員長（三輪田幸泰君）

市民課長 加藤百合子君。

○市民課長（加藤百合子君）

減免というのは、無料になるということで、証明書が無料になるということで取り扱っております。

○委員長（三輪田幸泰君）

2番 榛葉利広君。

○2番（榛葉利広君）

分かりました。無料になるということ、それを今回はコンビニ交付に関しては適用しないということなんですね。

ほかの自治体の例を見ますと、コンビニ交付の場合に100円減免するとか、そういう施策を取られてるところもありますけれども、これは考え方というか、いろいろあるんでしょうけど、以前お聞きしたのは、コンビニ交付すると1枚当たり何千円かかるというようなコストの面とかということをよくお聞きするので、こういうことが発生したのかなと思われるんですけど、この考え方としてはどういうことだったのか。

○委員長（三輪田幸泰君）

市民課長 加藤百合子君。

○市民課長（加藤百合子君）

やはり手数料のことはこれまでもちょっと部内で検討しまして、一応、市役所に来なくてもコンビニで証明書が取得できれば、利用者にとってもサービスの向上につながると考えております。

サービスを開始するということは、先ほど、委員が言われたように、それだけの経費がかかります。試算で行くと、毎月、情センとかの経常経費を合わせても70万円近くかかります。手数料については県内の状況を調査した上で、現状維持ということで、減額しないということで今考えております。

以上です。

○委員長（三輪田幸泰君）

ほかはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（三輪田幸泰君）

これより、本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第64号 瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

したがって、議第64号は、原案のとおり可決されました。

○委員長（三輪田幸泰君）

次に、議第65号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の説明を求めます。

総務部次長 大山雅喜君。

○総務部次長（大山雅喜君）

おはようございます。では、議第65号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明いたします。

議案書は3ページ、議案資料も同じく3ページをお願いします。

今回の改正につきましては、公金の収納業務の効率化や合理化を図るため、市税及びその他債務に係る督促手数料の徴収を廃止することとするものです。関係する7つの条例につきまして、1議案として上程をさせていただきます。それぞれ条建てで所要の改正を行います。

まず、督促手数料につきましてですけれども、市税等が納期限までに納付されなかった場合に、未納者に対し納期限から20日以内に督促状を発送しており、その際に100円を徴収しております。

今回、この督促手数料を廃止することとした主な理由としましては、まず1つ目に、電子納付の拡大や、コンビニ、スマホなどの納付方法の多様化によりまして、督促手数料等の徴収事務が非常に複雑化してきたこと。

それから、2つ目に、公金を取り扱っていただいております金融機関において、公金収納に係る業務の見直し等が行われまして、各金融機関窓口での督促手数料の確認業務というのが廃止されることになりました。それによって、これまでのような督促手数料の安定的かつ公平な徴収が非常に難しくなったというのが挙げられます。

それから、3つ目に督促手数料100円を徴収するために、納付書の作成だとか、発送事務など、それ以上の経費がかかっているということがございます。

それから、4つ目に、全国的にも督促手数料を廃止している自治体が非常に増加しているということです。

この督促手数料を廃止することで、徴収事務の効率化や合理化を進めまして、更なる市税等の主債権の管理に取り組んでいきたいというふうに考えております。

市税以外の督促手数料につきましても、市民の方々に不要な混乱を招くことがないように、取り扱いを市税と統一としまして、全て廃止するものでございます。

改正内容につきましては、議案資料の新旧対照表表のとおり、それぞれの条例の督促手数料の徴収に係る条文や文言を削除する改正を行います。

新旧対照表をご覧いただきたいと思いますが、まず、第1条ですが、瑞浪市税条例の一部改正で、督促手数料の文言の削除、それから、督促手数料に関する規定を削除します。

第2条は、瑞浪市国民健康保険条例の一部改正。

第3条は、瑞浪市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正で、2条、3条はそれぞれ条例中の督促手数料に関する規定を削除いたします。

4ページの第4条ですけれども、瑞浪市督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正で、これは題名を「瑞浪市督促及び延滞金徴収条例」と改めまして、「督促に係る手数料」や「督促手数料」を「督促」に改めます。

第5条は、瑞浪市介護保険条例の一部改正。

第6条は、瑞浪市道路占用料徴収条例の一部改正。

第7条は、瑞浪市後期高齢者医療に関する条例の一部改正で、それぞれ条例中の督促手数料に関する規定を削除いたします。

次に、議案集4ページをお願いいたします。

附則です。第1項で施行期日を令和6年4月1日と定めまして、第2項で経過措置を定めております。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○委員長（三輪田幸泰君）

ご苦労様でした。

それでは、これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

6番 加藤輔之君。

○6番（加藤輔之君）

100円の督促手数料を取るのにどのぐらい原価がかかると計算されておりましたか。

○委員長（三輪田幸泰君）

総務部次長 大山雅喜君。

○総務部次長（大山雅喜君）

これは、計算が難しいところなんですけれども、データが一通につき300円ほどかかっているというふうに関、試算しております。

以上です。

○委員長（三輪田幸泰君）

2番 榛葉利広君。

○2番（榛葉利広君）

そもそもこの督促というか、要するに払ってない、期限までに払われてない人の総数というのか、

それは税金とかもあるんでちょっと難しいのかな。件数というのは分かりますかね。

○委員長（三輪田幸泰君）

総務部次長 大山雅喜君。

○総務部次長（大山雅喜君）

督促状の発送数になるんですけれども、令和4年度で、この7つの条例、全て合わせると1万6,000通ほどです。

○委員長（三輪田幸泰君）

2番 榛葉利広君。

○2番（榛葉利広君）

督促手数料を取らなくですね。やけど、実際には払っていただきたい人が存在し続けるんですけど、これはどうやって払って下さいねということを伝えるのか。何か方法はあるんですか。

○委員長（三輪田幸泰君）

総務部次長 大山雅喜君。

○総務部次長（大山雅喜君）

督促状は、今までどおり発送します。

それは法律にも定められておりますので、督促状を発送して、そこから各種滞納処分が始まっていくということになりますので、通常は送らなきゃいけないものです。

以上です。

○委員長（三輪田幸泰君）

よろしいでしょうか。

7番 棚町 潤君。

○7番（棚町 潤君）

関連ですけど、先ほど、従来は300円の経費がかかるということでしたが、今回は督促状だけを発送するということになると、ある程度、経費が圧縮されるというふうに考えてもいいですか。幾らぐらいになるんですか。

○委員長（三輪田幸泰君）

総務部次長 大山雅喜君。

○総務部次長（大山雅喜君）

経費自体は通常は発送しますので、変わりません。それに今までプラスして100円をなくしていくということですので、その100円を取るための経費が削減されているという考え方です。

○委員長（三輪田幸泰君）

7番 棚町 潤君。

○7番（棚町 潤君）

余り理解できなかったんですけど、督促状を発送する経費が300円かかりますよと。督促状がですね。その督促手数料を回収するために別途経費がかかっったということですか。その経費は、

幾らぐらいかかっているんですか。

○委員長（三輪田幸泰君）

総務部次長 大山雅喜君。

○総務部次長（大山雅喜君）

それもパターンがいろいろあります。バージョンが状況によって変わるんですけども、それも督促手数料を回収する業務は、別にまた更に納付書を作ったりとか、いるかいらないかの確認をしたりしますので、人件費とか、郵送料だとか、印刷費等を合わせていきますと、そこまでちょっと計算していませんけれども、もっとかかる。1件送るだけでもかかるということです。

○委員長（三輪田幸泰君）

理事（兼）総務部長 正村和英君。

○理事（兼）総務部長（正村和英君）

金額的なところの詳細をちょっと計算しかねる部分が非常に大きいので、すごく手間のかかる方もいらっしゃるというところもあると思いますけど、そうじゃなくて、これ、先ほど言ったように、金融機関から細かい督促になつてくるかどうかの確認作業、納期限が過ぎていることの確認作業とか、そういうのを銀行さん側がいろいろ行って、その場で期限が過ぎて督促が出てれば、100円を徴収していただいていたわけです。

ほとんどがそのケースです。あと、よっぽど悪質な人以外は、過ぎちゃっても納付される方がいるわけなんですけれども、その際に金融機関が今まではそういう、ひと手間、ふた手間かけていただいていたものが、もう、合理化によってしないと。明確に方針を出されたので、県内のどこの市町村もほぼ同じような方向に動いていると思うんですけども、その督促手数料100円を徴収するための経費がこれまで以上にかかることが予想されますので、手数料はなしにして、きちんと督促状を出せば。

先ほど申し上げたような払ってくださる方がほとんどだと思うんですけども、それ以外の方がもし残れば、そこはきちっとこれまでどおり適正な徴収のほうに向けて努力は当然引き続きしていきますので、そういう形になるということです。

かかってくる経費がどんだけかというところは、ちょっとなかなか出せないなので、その300円を回収するために、1,000円かけるのか、5,000円かけるのかということではない状態のところ、そもそも金融機関からの協力を得られなくなるので、なかなかそれ以上、物理的にも職員の負担が大きくなり過ぎてしまって、困難になるという感じです。

ちょっと具体的にもし作業が分かれば少し紹介していただけるということなんですけど。

以上です。

○委員長（三輪田幸泰君）

お答えできますか。

総務部次長 大山雅喜君。

○総務部次長（大山雅喜君）

まず、督促手数料が発生する20日というのがあるんですけども、その前後に支払われた場合とか、この人は督促がかかるのか、かからないかというのがなかなか判断しにくいというのがあります。銀行さんでやっていただければ、その時点でやり取りできますので、すぐ徴収できるんですけども、本税だけを載せることになりますので、後でその人はいつ払ったので、督促がかかるかどうかというのは一々確認する作業というのが一つ増えるというのが、大分大きな負担になります。

それから、督促状に関して、発送するんですけども、まず最初の納付書が、私見てないけどいきなり督促状届きましたよという方もあったりもして、そういう方に対しても、どういうものかというのを話をするのは非常に時間を要しているのもあります。

それから、納付書の使用期限が、一応コンビニで納付期限までで終わるんですけども、それが終わると銀行の窓口でしか扱えない。先ほど、部長がおっしゃったように、窓口で確認をしていただいているんですけども、督促状を持っていただければ、督促状プラスした金額で納付できますけども、その際に元々の納付書を持ってこられると、やっぱり分からないところもあって、そのまま税金納入になってしまう。

そうすると、また後ほど納入日を確認して、手数料がかかるかどうかを確認するという作業が発生するというので、その人件費もかなり大きいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（三輪田幸泰君）

よろしいですか。

2番 榛葉利広君。

○2番（榛葉利広君）

説明を聞いてますと、やっぱり銀行さんが対応できなくなってきた。あるいは、もう銀行さんから手数料を要求しないとできないとか、なんかそんなような状況なのかなというふうに思いました。

よく私らでも以前は、例えば、募金で集めたようなお金を、小銭ですので、それをこれ、計数機で数えていただけませんかとお願ひすると、最近は断られることが多くなりましたので、多分そういうことと似とるのかなというふうに感じました。

ただこれ、督促手数料という考え方と、延滞金というのはこれはまだ残るわけなんで、延滞金のほうで読み取るということはできんわけね。

ちょっと全然、法的に違うもんなんですわ、これ。延滞金というのはもう金額によって決まるのか、そういうふうなんですわね。

○委員長（三輪田幸泰君）

総務部次長 大山雅喜君。

○総務部次長（大山雅喜君）

おっしゃるとおり、また別のものということで、14.6%が年額かかるというものでございます。

以上です。

○委員長（三輪田幸泰君）

よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ほかに発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（三輪田幸泰君）

これより、本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第65号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

したがって、議第65号は、原案のとおり可決されました。

○委員長（三輪田幸泰君）

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

審査結果の委員長報告につきましては、委員長に一任願います。

これをもちまして、令和5年第6回総務民生文教委員会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

午前9時31分 閉会